

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人上杉柳藏の上告趣意は、事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意（昭和五八年八月二二日付上告趣意補充書による趣意を含む。）は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、所論にかんがみ、職権で記録を調査したが、被告人を本件強姦、殺人、死体損壊・遺棄の犯人であるとした原判決の認定は正当であり、被告人の自白の任意性を疑わせる証跡は認められず、その他同法四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五九年六月六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一
裁判官	角	田	禮	次 郎
裁判官	矢	口	洪	一